

鳥取縣公報

昭和十七年十二月十一日
第千三百九十二號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

告示

- 産渡登録名簿訂正者……………二頁
- 産渡名簿登録者……………二頁
- 墓地改葬……………三頁
- 救護施設移轉擴張工事……………三頁
- 訓導免許狀授與……………三頁
- 縣立各實業學校卒業式期日……………三頁
- 公有水面埋立免許……………三頁
- 彙報……………三頁
- 神社に於ける鐵銅特別回收……………三頁
- 義勇軍運動に協力を望む……………三頁
- 本縣産米第二回養糧收穫高……………六頁
- 其の他……………六頁

告示

鳥取縣告示第七百七十七號

産渡登録名簿訂正者左ノ如シ

昭和十七年十二月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前本籍 鳥取縣岩美郡田後村八六番地

新本籍 同 縣同 郡大岩村大字岩本一〇九〇番地

昭和十七年六月十八日養子縁組ニ依リ前姓眞田ヲ川口ニ並本籍變
更ノ爲同年十一月三十日訂正

前氏名 眞田美榮子
新氏名 川口美榮子

鳥取縣告示第七百七十八號

産渡名簿登録者左ノ如シ

00338

昭和十七年十二月十一日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

本籍 鳥取縣日野郡多里村大字萩原一・二九番地

住所 同上

昭和十七年十二月四日登録
第八七八號

福田利江

大正八年十月二十八日生

◆鳥取縣告示第七百七十九號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十七年十二月十一日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

本籍 鳥取縣日野郡八郷村大字番原五三五番地

住所 同上

昭和十七年十二月四日登録
第八七九號

仲田律江

大正五年七月一日生

◆鳥取縣告示第七百八十號

左記墓地ハ今回改葬ヲ要スルモ縁故者不明ノ趣ニ有之有縁者ハ期日迄ニ直接管理者ニ申出ラルベシ若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理
者ニ於テ適宜處置セラルベシ
昭和十七年十二月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 墓地所在地

北海道松前郡松前町字朝日三百五十四番地

二 管理者

松前郡 松前町長 大島東洋平

三 申出期日

昭和十八年三月十八日

四 無縁基數

一四基

一 墓地所在地

朝鮮開城府德岩町火葬場附屬共同墓地

二 管理者

開城府尹

三 申出期日

昭和十八年三月十日

00339

◆鳥取縣告示第七百八十一號

左記墓地ハ今回整理ノ爲改葬ヲ要スルモ縁故者不明ノ趣ニ付有縁者ハ左記期日迄ニ直接管理者へ申出ラルベク若右期日迄ニ何等ノ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜措置セラルベシ
昭和十七年十二月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 墓地所在地

兵庫縣西宮市今在家町五十七番地

二 無縁墓碑數

二百五基

三 管理者

兵庫縣西宮市神原三十番地

積翠寺 住職 岩本惠達

四 申出期日

昭和十七年十二月三十一日

一 墓地所在地

岡山市大雲寺町

二 管理者

岡山市長 國富友次郎

三 墓碑數

所在地内ノ有縁無縁遺骨一切

四 申出期日

昭和十八年二月二十六日

◆鳥取縣告示第七百八十二號

昭和十七年十一月二十四日鳥取市長ニ對シ左ノ通救護施設移轉擴張工事ヲ認可セリ
昭和十七年十二月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 救護施設ノ名稱

鳥取市養老院

二 擴張移轉ノ位置

鳥取市丸山町二九一、二九二、二九三、二九四、三二八番地ノ合併地

◆鳥取縣告示第七百八十三號

左記ノ者ニ對シ今回無試験檢定ノ上昭和十七年十一月二十七日付頭書ノ免許狀ヲ授與セリ
昭和十七年十二月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

國民學校初等科訓導免許狀

仲村 智恵子

同

石原 淑子

同

角 節子

同

石塚 美智子

同

川上 義男

同

福井 靜江

00340

同 同

尾崎 榮	有田 美枝子	大森 芳	向山 みほ	吉田 美津子	齋尾 利子	難波 小雪	藏光 寛子	近藤 孝子	井上 延子	桑原 妙子	引田 伴子	木村 敏子	厨子 左枝子	井關 愛子	大北 文子	泉 幸二郎	木村 繁枝	門脇 文衛子	本林 文子
------	--------	------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------

同 同 國民學校初等科准訓導免許狀

小谷 富美子	池信 百合江	浦部 恭子	二岡 玲子	荒瀧 喜代子	由井 美喜子	河嶋 宮久	松村 厚	河口 繁子	山田 富子	木村 千代子	加藤 倭香	松本 與志子	津村 時雄	籠津 晴昭
--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	-------

◆鳥取縣告示第七百八十四號

昭和十七年度縣立各實業學校ノ卒業式期日左ノ通定ム

昭和十七年十二月十一日

鳥取縣知事 土肥米之

00341

學校名

鳥取縣立倉吉農學校
 鳥取縣立鳥取工業學校
 鳥取縣立米子工業學校
 鳥取縣立倉吉商業學校
 鳥取縣立鳥取商業學校
 鳥取縣立米子商蠶學校
 鳥取縣立日野農林學校

卒業式期日

十二月二十一日
 十二月二十二日
 十二月二十二日
 十二月二十三日
 十二月二十四日
 十二月二十四日
 十二月二十六日

◆鳥取縣告示第七百八十五號

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十七年十二月十一日

鳥取縣知事 土肥米之
 一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者

鳥取市

一 埋立ノ場所 鳥取市今町一丁目二番ノ二地先ヨリ同市瓦町
 二〇二番地先ニ至ル堀川用水路
 一 埋立ノ面積 五〇〇、〇四平方米
 一 埋立ノ目的 道路敷地及宅地造成

一 免許年月日 昭和十七年十二月十一日
 一 工事着手及竣功期間

免許ノ日ヨリ三日以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ
 三十日以内ニ竣功

× ×

00342

彙報

愛國の熱情下に

逞しく展開される鐵鋼動員

——神社に於ける特別回収——

大東亞戦争はいよいよ本格的に長期戦態勢を強化し、重要資源特に鐵鋼の自給が絶対に必要となつて來たので、過般來指定施設からの特別回収、つよいて非指定施設並に一般家庭からの特別回収が行はれ、又神社寺院教會等からの特別回収が實施せられて、各地寺院の古來から懐しい響を傳へてゐた梵鐘も多數供出されたのであるが、次いで神社に於ける回収を一層強化して行はれることとなつた。

そも／＼鐵の自給については、今こそ南方資源の掌握によつて將來に期待されるやうになつたのであるが、これまでも折ある毎に記す如く我が國の製鐵業は、鐵礦資源にあまり恵まれてゐなかつた爲に、熔鑛爐よりも平爐の設備によつて、安價に簡単に輸入に來た層鐵を利用してゐたものであつて、／＼から考へると國防上

絶対に必要な資材の鐵を外國に依存して造つてゐたといふことは頗る危険なことであつたのである。

そこで昭和八年以來鐵鋼自給計畫が叫ばれ、アメリカの層鐵によらないで日滿支の鐵礦による自給政策、即ち銑鐵一貫作業への轉換政策が樹立せられ、昭和十二年製鐵事業法制定によつてこの体制が一層整備せられて熔鑛爐の設備を増加し、又層鐵の輸入が出來なくなつた應急策としては、假に平爐によるとしても今までのやうに多くの層鐵を使用しないで済むやう合理化し、その上層鐵代用品の増産や國內の金屬類特別回収等によつて製鐵業に遺憾なきを期してゐたのである。

従つて現在の鐵鋼特別回収は右の製鐵設備が完成するまでの暫定措置として行はれるものである。即ちこの特別回収は、たゞの措置として行はれるものであつて、今の場合鐵鋼の回収は戦争の運命に關する重要性を持つ愛國運動なのである。神社寺院等からの特別回収にしても一般家庭からの特別回収にしても、その供出については大いに愛着もあり、又不便も著しいものではあるが、今はそんなことをいつては居られぬ時である。國家興亡の分岐點にあるこの大東亞戦下に於て、この戦争を完遂して明るい將來を築く爲には、國民擧つてあらゆる犠牲を捧げねばならぬのである。戦ひ勝、爲にこの難關を乗り切れることは日本國の喜んで果すべ

00343

義務である。お互に個人的な利害や感情に拘はれてゐてはならない。國家あつての個人であり家庭であり、神社寺院にしてもより國家の急に對してはあらゆる犠牲を盡さねばならないのである。この時こそ、奮つて國策遂行の爲に全幅の協力を爲されるやう切望する。

いま、今回の神社に於ける金屬類特別回収への供出について大體を記すと次の通りである。

- 一、神社の境内並に社有地にある鐵製又は銅製（銅合金を含む）の記念碑、寄附者名揭示塔の類、人・馬・牛・鹿・狐等の形像は總て供出すること。但し
 - 2、神社の古社であることを立證するもの
 - 3、社名・祭神名・神號・鎮座地等一社の由來を徵すべき資料たるもの
 - 4、古來の領主、藩主等が崇敬せる事實を立證する資料たるべきもの（銘文を有するか、記録文書等により右資料たることの明かなるもの）
 - 5、出土品又は古くよりの傳來品等にして調査未了のもの
- 等、特別の由緒又は特殊の事由あるものは、その事由、品種並に金屬の種類、構造・形状・寸尺（必要に應じ圖面添付）、寫眞

當該物件の建設位置を示す境内地圖等の事項を具し、官國幣社、神祇院、縣社以下の神社は縣廳の承認を受ければ供出しな

- 一、燈籠・狛犬の類にして右の如き特別の由緒を有せず、且つ破損箇所があり、又は一見廣告を主としてゐるものであつて神社の風致又は尊嚴を損する虞れがあると認められるものは總て供出すること
- 二、鎮・柵・溝蓋・用水槽（特別の由緒あるものを除く）・手摺電柱の類であつて、代替の可能なものは總て供出すること
- 四、社務所・齋館等に附屬する銅製樋は、之が代替資料たる亞鉛鍍鐵板を商工省で特に配慮せられるから總て供出すること
- 五、社務所用品で代替品を以て使用差支へないものは總て供出すること

義勇軍運動に協力を望む

本縣割當五百名是非送出へ

滿蒙開拓青少年義勇軍運動の展開以來茲に第一期五ヶ年計畫の完了を見て、本縣送出人員は實に千六百有餘名に達し、其の數に於て其の資質に於て、將又訓練成績に於て斷然他府縣を凌駕し、

00344

義勇軍運動本縣の動向は全國關係者の齊しく注視してゐる現況にあるが、これ全く關係當局者始め縣民各位の國家的自覺と、熱烈なる信念による協力によるもので、洵に喜びに堪えぬ次第である。然るに本年は第二期五ヶ年計畫の實施初年度に當り、義勇軍十三萬送出目標に基く一萬五千人送出の確定を見、本縣に於ては二ヶ中隊五百名と決定せられて、爾來縣縣これが完遂を期して着々實踐に邁進してゐるのであるが、時恰も時局に伴ふ各方面務務要員の飛躍的な激増を見る實情にあり、且つ本年は中央に於ける送出計畫確立の遅延等により、本運動遂行上曾てない困難な状態にあつて、關係者に於ても甚だ憂慮せられてゐる處である。しかしながら本運動の大東亞戦下に於ける重要性は倍々増大し、これが遂行は極めて緊急を加へる情勢の今日、飽くまで萬難を排して其の貫徹を期し、誓つて國家の要請に應へるの要寔に切なるものがある。特に本年から適正規模訓練所の改革計畫による、六ヶ中隊編成一訓練所設立の實現に逐次着手せられる豫定であるが、これに伴ふ一ヶ中隊二百五十名編成二ヶ中隊の送出は、本縣過去の實績に對する當局格別の措置による中隊編成人員の最少限度であつて、萬一この人員の充足が出来ないやうなことがあつては、本縣人のみによる中隊編成の承認を得ることが出来なくなり、従つて當然に他府縣の中隊と混成せねばならぬこととなるのであつて、

かくてはその教育上からいつても極めて惡條件に陥り、本運動發展の上からも多大の支障を免れ得ないものといはねばならぬのである。就ては本運動の教育的意義と國家的使命に鑑み、幾多の困難障礙を克服して本年度目的の完遂をなさねばならぬのであつて、これについては各國民學校、青年學校に對しても全校一致送出割當人員の絶對確保を期するやう痛牒してゐる次第であるが、縣民各位に於ても一層本運動の重大なる意義に徹せられ、關係方面に於ても格段の積極的努力を盡されて、本運動推進に遺憾なからしめるやう十二分の協力を切望する次第である。

本年鳥取縣產米

第一回豫想收穫高

第一回豫想に比し約八千石減

本年十月末日現在を以て調査したる本縣米第二回豫想收穫高は七十萬三千七百五十石であつて、之を九月二十日現在に於ける第一回豫想收穫高に比すれば七千八百六十石(一分一厘)の減少を示した。蓋し第一回豫想收穫高調査以後九月下旬に至る天候は、低溫寡照且つ降水量極めて多く生育が憂慮せられたが、十月上旬に至

00345

て天候回復と共に登熟は順調に推移した。併し局部的には穂頸稻熱病・絞枯病等の發生があり、又九月二十一日縣下一帯に暴風雨が襲來したため冠水、倒伏等相當の被害を生じて右の如き豫想を示すに至つたものである。

而して之を前年實收高に比すれば十五萬六千四百三十五石(二割八分六厘)前五箇年平均實收高に比すれば一萬五千八百六十一石(二分三厘)の各増加である。

尙參考の爲最近五箇年間に於ける實收高を示せば

昭和十二年	六九六、四五四石
同 十三年	七三六、〇〇八
同 十四年	七一六、八五〇
同 十五年	七四二、八二〇
同 十六年	五四七、三二五
自昭和十二年	六八七、八八九
至 同十六年	五箇年平均
第一回豫想收穫高	七一、六一〇
第二回豫想收穫高	七〇三、七五〇

であつて、更に之を郡市別に示せば次の如くである。

郡市	豫想收穫高	増減		前五年平均實收高
		第一回豫想に比シ	前年實收高に比シ	
總數	七〇、七五〇石	△ 七、八六〇石	一、五、四三三石	一、五、八六一石
鳥取市	一六、三三〇	△ 八五〇	三、八九二	七、五六一
米子市	一五、〇一〇	四〇	二、三三四	七六一
岩美郡	七、〇〇〇	△ 一、三二〇	三、三三六	五、六八八
八頭郡	九、六九〇	△ 一〇	三、三二二	一、八〇〇
氣高郡	九、四一〇	三三〇	七、一七七	四、八三一
東伯郡	一、六〇〇	△ 二、〇七〇	四、九九五	四、三六六
西伯郡	一、二〇〇	△ 八八〇	三、一〇七	三、三三六
日野郡	一、三三〇	△ 二〇〇	二、一〇四	二、一四四

◎ 行旅死亡人

岡山縣上房郡中井村長ヨリ左ノ行旅死亡人取扱ヒタル旨通知有之候條心當ノ向ハ直接關係村長宛照會相成度

一、本籍、住所、身分、職業、氏名、不詳推定年齢六十五歳位

一、男女ノ別 男 子

一、人 相 身長五尺三寸位、体格普通、顔稍長キ方、

頭髮ナシ、目鼻口耳不明

一、特 徴 上下義齒ニシテ上ニ四本ノ生齒アリ

一、着 衣 メリヤスシャツ、ズボンニ黒自由足袋ネル赤腰

卷襦袢黒地縮銘仙ノ袴及羽織ニ木綿黒兵古帯ヲ

締メ煙草入ヲ押シ錦紗ノ頸卷(黒)ロイド縁金

メツキノツルノ眼鏡ヲ着セリ懷中ニ二ツ折金入

ニ不動明玉ノ札拾圓紙幣五圓紙幣各一枚宛五拾

錢紙幣七枚及拾錢白銅一枚一錢四個計拾八圓六

拾四錢在中

一、所持品 傍ニ黒色羅紗マント一、黒鳥打帽子一、ゴム裏

草履一、桐中齒下駄草付一、毛茶手袋一双

洗面袋中ニ小型便箋一、鐵道荷札十枚、小箱仁

丹一、鉛筆一、ピン入丸筆一、老眼鏡一、

一、死亡ノ別 病死

一、發見日時 昭和十七年六月二十五日午後四時

一、及場所 岡山縣上房郡中井村大字西方字下モノ下九千百四十三ノ一

一、其他參考事項無筆者ラシク筆跡ナシ

×

×

×

×

昭和十七年十二月十一日印刷
昭和十七年十二月十一日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所